

電話受付可能(条件あり)。

＜受付前チェック事項＞

- ☐撤去申請する水道番号又はメーター番号不明の場合
- ☐給水施設所有者は説明事項を了承していますか？
- ☐使用中止の申請はすんでいますか？
- 窓口申請となります。
- 申請できません。
- 中止後の申請となります。

給水装置（完全）撤去申込書

うるま市水道事業給水条例第5条に基づく撤去について、説明事項を了承のうえ申し込みします。

令和 年 月 日

申請人情報 (①)

①給水装置設置者 ②給水装置設置者の親族 ③土地所有者 ④その他()

申請者住所 うるま市兼箇段〇〇〇番地

氏名 水道 太郎

電話番号 090-××××-××××

1 撤去する給水施設

住所 うるま市みどり町〇-〇-〇

所有者氏名 給水 花子

水道番号 ×××× ×××× ××××

または メーター番号 U123456

2 撤去方法 (いずれかに○)

いずれかに○印

- 1 自己撤去 (自己負担)
- 2 依頼撤去 (水道部負担)

説 明 事 項

＜給水装置（完全）撤去＞ 自己撤去（自己負担）

現在使用している水道給水装置を建物の解体等により将来使用することがなく、配水本管側から給水装置を切り離し、完全に水使用を止める工事（ご自身で「うるま市指定業者」へ依頼）を行います。

＜給水装置（完全）撤去＞ 依頼撤去（水道部負担）

使用することがない給水装置を放置すると漏水（水漏れ）が発生します。現在、水道使用者等からの撤去依頼により、漏水対策の一環として、未然に防止する目的で水道部の方で給水装置の切り離し、完全に水使用を止める工事を行います。

依頼撤去の場合には、給水装置の切り離し位置確認、切り離し工事の依頼、工事業者の作業工程などがあるため、**撤去期限のお約束、作業日の事前連絡等が出来ません**ので、お急ぎの場合は自己撤去をお願いします。

※給水管が分岐使用されているなど、給水状況によっては給水管等の撤去が出来ない場合がございます。

※給水栓の所有者から復旧や補償の問い合わせがある場合は、申請者と所有者で解決してください。

※担当課記入欄

オフセット	課長	調定係長	調定係	給水係長	給水係	受付

水道番号／メーター番号 両方不明の場合には、図面／写真等による特定が必要となります。